

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南砺市長 田中 幹夫

市町村名 (市町村コード)	南 砺 市 (162108)
地域名 (地域内農業集落名)	広瀬 地区 (開発、坂本、竹内、天神、山本、小山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

開発:集落内の農地を地区外の担い手(ファームエンジニア福光)において集積されている。
坂本:坂本営農組合、(有)ファームエンジニア福光、山本管理組合の3組織にてほぼ100%管理されている。
後10年間は農地の放棄は考えられない。
竹内:集落地内は大枠で、①個人農家5戸(地域内)②認定農業者1件(地域内)③農業法人4件(地域外)の3つが管理している。①に関しては高齢化が進み、中心となる農業従事者は5戸中4戸が75歳以上となっている。①で任意組合(竹内営農組織)はあるものの、年々組合員が減少していく。また、竹内地内は農地整備が進んでおらず、用水路は土のままが多い。毎年、春の江ざらいを行っているものの、高齢化が進み参加者が減少、今後の用水路の管理に不安が残る。今後は基盤整備事業を利用し、用水路の整備、区画の大規模化を実施する必要がある。
山本:集落の農地面積は51ha、近年農業従事者の高齢化や担い手が県外に就職住居を構える等の理由で令和6年3月末で15戸、農地集積面積が約25haまで減少した。減少した農地は、農地管理法人に委託している。
集落には任意組合(山本管理センター)がある。地区の水田利用計画に基づき畑作、加工用米、大豆の転作を行っている。農地管理法人と農地面積が約1/2となっており、圃場が混在しており団地化がしづらい状況となっている。
小山:農業者は40代～70代で高齢化が進んでいる。中山間地では遊休農地が増加している。(農)小山で若手就農者を育成したい。主な作物は米だが、他の作物を検討していく必要がある。
農業世帯47世帯(50代以下約20名)、団体経営(農事組合法人小山)
主な作物:水稻、大麦、大豆、トマト、ブロッコリー
天神:認定農業者・法人への集約が100%となっているが農業者が高齢化している。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるために、集落が組織する法人内部で新たな担い手を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築を進める必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備を含め、次の担い手に引き継いでもらいたい。また、担い手育成にも取り組んでいる。
集積農地面積中に中山間地に位置する面積が約8.2haあり転作作業が非効率である。
収益性やコスト面を考えてる場合に農地管理法人と協議して点在混在している圃場の交換等をして小規模団地化を検討したい。
スマート農業(資金的な問題もあり難しい)
管内農協の推奨品目である人参栽培を開始しており、栽培技術の向上に合わせて面積拡大を図り、農業経営の安定に取り組む。また、地域での担い手育成を行い、集落内農業体制の構築を図る。
基盤整備を進め、ほ場の大規模化、用水路の整備を行い、担い手への農地の集約化を進めていくことが重要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	254.10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	254.10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
坂本営農組合、(有)ファームエンジニアリング、山本管理組合の3組織にてほぼ100%管理されてる。(坂本) 集落は、地区内の転作組合と地区外の担い手により集積が進んでいる。転作組合も今後、協業化・法人化を検討 していて、集積を進める。(山本)
(2)農地中間管理機構の活用方針
今のところ考えていないが南砺市土地改良地区の方針による。(坂本) 将来的に新規就農者に必要になってくるかもしれない。
(3)基盤整備事業への取組方針
令和2年3月に基盤申請事業に申請し受理されている。(坂本) 集落の農地は圃場整備から約50年が経過し、水路等施設の老朽化が顕著となっており、水稻管理に影響が出て いる。今後、集落全体を調査して水路、圃場整備等を検討する必要がある。(山本) 基盤整備事業の申請へ向けて地域で協議中。(竹内)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生 産する農地を斡旋し、相談から定着間瀬切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
坂本営農組合は防除のみJAに委託している(ヘリ防除)。(坂本) 個人農家は水稻のヘリ防除委託している。竹内営農組合は大豆のヘリやドローン防除を委託している。(竹内)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①中山間地区にてイノシシ対策は必須です。毎年電気柵の設置と、毎日の見守りを実施。 導電型の防草シートの設置により、設置の省力化につとめる。 ①集落の背後には針葉樹や広葉樹地帯があり、以前よりイノシシの出没が多く毎年被害を受けている。 令和2年度に山本地域森林整備計画を策定して、森林整備事業を計画的に実施している。 令和5年度よりイノシシ対策として修景林整備を施行して山林と圃場の経衝帯を設ける等している。 引続きイノシシの被害が無いように電気柵の設置に努める。 ②利用者の高齢化に伴い、特に急峻な畦畔は計画的に雑草抑制補修(雑草抑制ネット設置)を行い安全管理に努 める。 ③農地整備事業によりスマート農業へ取り組みを進める。 ③スマート農業技術の導入による、販売金額の向上と労働力の削減を進める。				